

事業計画（青森県八戸市）

1. 海岸対策

①海岸の状況

市内の地区海岸数	10 地区海岸
被災した地区海岸数	2 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	2 地区海岸

②堤防高

被災前の現況高へ復旧予定

下北八戸沿岸：T.P+4.7m～8.0 m（対象：明治三陸タイプ地震津波及び高潮）

③復旧の経緯

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 5 月に策定済み。

これに基づく本復旧工事については、平成 23 年 5 月より順次工事に着手し、平成 24 年 7 月に全ての箇所を完了した。

④その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

2. 河川対策

【国管理河川（馬淵川）】

- ①馬淵川^{※1}では、八戸市で13箇所（箇所）の堤防や護岸の亀裂等の被災があり、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を全て完了。

- ②東日本大震災の津波により、馬淵川を遡上した区間（河口から10km区間）について、水門等の自動化及び遠隔操作化等を平成25年3月までに完了。
また、同震災で、津波が堤防を越流した区間（河口部の約400m区間）については、海岸堤防の整備計画などと整合を図りながら、必要な高さの堤防の整備を逐次実施し、平成25年度に完了。

- ③平成25年度における成果
津波が堤防を越流した区間（河口部の約400m区間）について、堤防強化対策を完了。

【県・市町村管理区間】

- ①2級水系五戸川水系^{※1}五戸川の県管理区間では、全箇所（箇所）の災害査定を完了し、3箇所^{※2}で災害復旧事業を実施。そのうち施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い1箇所について築堤盛土による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った2箇所（箇所）で着手し、完了済み。平成24年度内に、残る1箇所（箇所）について着手し、全箇所（3箇所）完了済み。
なお、八戸市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ②今後津波の遡上（上）が想定される区間の樋門等の機能が確実に発揮されるよう、自動化対策を実施。

- ③平成24年度における成果・1箇所（箇所）で本復旧に着手（累計全3箇所）
・1箇所（箇所）で本復旧を完了（累計全3箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 農地・農業用施設

①被災状況

津波により約 40ha の農地に被害

②農地の復旧

平成 24 年度までに復旧を完了した。

○平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地 約 10ha

(古館・赤川下地区等)

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 30ha (夏秋・下大川端地区等)

4. 海岸防災林の再生

①箇所名：市川町

②被災状況

津波により森林 5.00ha が流失するとともに、津波に伴う塩害により森林 5.35ha が枯損し、全体で 10.35ha の森林が被災した。

③事業計画の内容

被災した森林については防災林造成事業により植栽（10.35ha）、防風工（25,700m）を実施する。

④これまでの実施状況と今後の予定

森林の復旧については、平成 23 年度から防風工等の植生基盤の整備に着手するとともに、植栽基盤の整備が完了した箇所から順次植栽を実施し、平成 27 年度を目途に完了を目指す。

⑤平成 25 年度における成果

防災林造成事業： 植栽工 1.97ha、防風工 7,800m を実施。

⑥平成 26 年度の成果目標

防災林造成事業： 防風工 2,600m を実施。

（保全対象： 市川集落、市川水産加工団地、市道、農地）

5. 漁港

①被害状況

漁港数：6 漁港

被災漁港数：6 漁港

②スケジュール

八戸市内の被災6漁港において、平成24年度末時点で、全ての漁港施設の復旧が完了した。

6. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<八戸市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助申請した11校について、比較的軽微な被害であったことから、平成23年度内に復旧を完了した。

<県立学校>

八戸市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助申請を行った3校について、比較的軽微な被害であったことから、平成23年度内に復旧を完了した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している5校（幼稚園1園、高等学校4校）については、いずれも比較的軽微な被害に留まっており、平成23年内に復旧完了した。

②大学等

(i) 国立大学等

東日本大震災により被災した1法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助を申請済みの1団地については、比較的軽微な被害に留まる施設であり、平成23年10月中旬までに復旧が完了した。

(ii) 私立大学

東日本大震災により被災した私立大学のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の2校については、いずれも比較的軽微な被害に留まっており、一部完了したものを除き、平成23年度内に事業着手し、復旧完了した。

③公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<八戸市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した3施設については、比較的軽微な被害に留まったため、平成23年度において復旧完了した。

<県立社会教育施設>

八戸市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した1施設については、比較的軽微な被害に留まる施設であり、既に復旧完了している。

7. 土砂災害対策

- ①平成 23 年 8 月末までに、市内約 50 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。

- ②最大震度 5 強を観測した八戸市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生の状況を考慮して基準を見直し、平成 23 年 12 月に通常基準への引き上げを実施。

8. 災害廃棄物の処理

①推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 158 千トン（災害廃棄物が約 104 千トン、津波堆積物が約 53 千トン）発生。

②搬入状況について

現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月末までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を含む。）、津波堆積物についても、平成 24 年 3 月末までに仮置場への搬入は完了した。

③処理状況と処理完了目標について

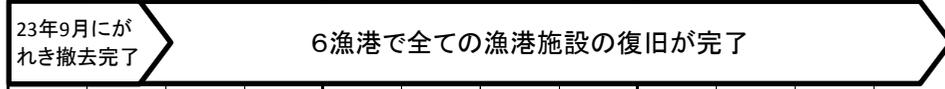
平成 25 年 3 月末までに、災害廃棄物等約 158 千トン（約 104 千トンの災害廃棄物、約 53 千トンの津波堆積物）の処理をすべて完了した。

復興施策の工程表(青森県八戸市)

	H23				H24				H25				H26				H27				H28				H29			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降			
1. 海岸対策																												
2. 河川対策 (国管理河川:馬淵川)																												
(県・市町村管理河川)																												
3. 農地・農業用施設																												
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地	<p>畦畔復旧、除塩</p> <p>営農再開</p>																											
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地	<p>がれきの撤去</p> <p>土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等</p> <p>営農再開</p>																											
<p>(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。</p>																												
4. 海岸防災林																												

5. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網

(1) 漁港



6. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

○幼稚園・小中高等学校等

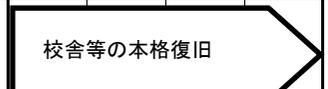
<市立学校>

比較的軽微な被害に留まる学校の復旧



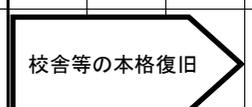
<県立学校>

比較的軽微な被害に留まる学校の復旧



<私立学校>

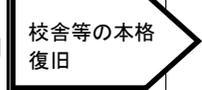
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧



○大学等

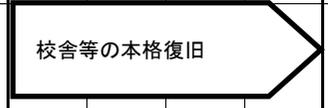
<国立学校>

比較的軽微な被害に留まる施設の復旧
(八戸工業高専)



<私立学校>

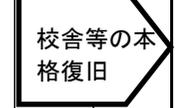
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧



○公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)

<市立社会教育施設>

比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧



＜県立社会教育施設＞																		
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧																		
7. 土砂災害対策																		
8. 災害廃棄物の処理																		

校舎等の本格復旧

土砂災害危険箇所の点検等

(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成23年12月に通常基準への引き上げを実施。

(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の撤去)

(その他の災害廃棄物等の仮置場への搬入)

(中間処理・最終処分)